

議案第 8 4 号 朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

1 改正趣旨

下水道施設の老朽化や物価上昇に伴う費用の増加、荒川右岸流域下水道維持管理負担金の値上げなどに対応するために必要な財源を確保し、下水道事業を健全かつ持続的に運営していくことを目的として、下水道使用料の改定を行うもの。

2 概要

下水道使用料を改定する。

○現行使用料金

(1 か月分・税抜)

用途区分	汚水排除量	使用料
一般汚水	10 立方メートルまで	500 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 55 円
	20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 60 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 65 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 70 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 75 円
	1,000 立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき 85 円
公衆浴場 汚水	1 立方メートルにつき	50 円

○改定後使用料金

(1 か月分・税抜)

用途区分	汚水排除量	使用料
一般汚水	基本使用料	500 円
	5 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 20 円
	5 立方メートルを超え 10 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 30 円

	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 70 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 75 円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 85 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 95 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 100 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 110 円
	1,000 立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき 120 円
公衆浴場 汚水	1 立方メートルにつき	50 円

3 施行予定年月日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

担当 上下水道部上下水道総務課経営係
電話 4 6 2 - 3 3 6 6